

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月30日

金曜日

号外(6)

目次

規則

○富山県温泉法施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県温泉法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月30日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第18号

富山県温泉法施行規則の一部を改正する規則

富山県温泉法施行規則（平成12年富山県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同項第6号中「換気装置」を「換気孔若しくは換気装置又はばっ気装置等」に、「総硫黄が、温泉1キログラム当たり2ミリグラム以上含まれる温泉利用施設（以下「硫黄泉利用施設」という。）」を「硫黄泉利用施設」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) 浴室内硫化水素濃度測定計画（硫黄泉利用施設の場合に限る。）
- (9) 事故発生時の対処方針を記載した書類（硫黄泉利用施設の場合に限る。）

第12条第2項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 測定場所及び測定条件を明らかにした浴室内硫化水素濃度を示す書類（総硫黄が、温泉1キログラム当たり2ミリグラム以上含まれる温泉利用施設（以下「硫黄泉利用施設」という。）の場合に限る。）

第12条第3項第1号中「第7号から第9号まで」を「第10号から第12号まで」に

改める。

第12条の2第2号中「前条第2項第9号」を「前条第2項第12号」に改める。

第13条第2号中「第12条第2項第7号」を「第12条第2項第10号」に改める。

第14条第2項第2号中「換気装置」を「換気孔若しくは換気装置又はばっ気装置等」に改める。

様式第13号中

総硫黄を 2 mg / kg 以上 含有する場合	温泉注入口の位置	浴槽湯面の上部からの高さ		cm
	換気装置	自然	箇所	
		強制	箇所	

を

総硫黄を 2 mg / kg 以上 含有する場合	温泉注入口の位置	浴槽湯面の上部からの高さ		cm
	換気孔	箇所		
	換気装置	箇所		
	ばっ気装置等	箇所		

に改め、同様式中（添付書類）の9を（添付書類）の12とし、（添付書類）の8を（添付書類）の11とし、（添付書類）の7を（添付書類）の10とし、同様式の（添付書類）の6中「換気装置」を「換気孔若しくは換気装置又はばっ気装置等」に、「総硫黄が、温泉1キログラム当たり2ミリグラム以上含まれる温泉利用施設」を「硫黄泉利用施設」に改め、同様式の（添付書類）の6を同様式の（添付書類）の7とし、同様式の（添付書類）の7の次に次のように加える。

8 浴室内硫化水素濃度測定計画（硫黄泉利用施設の場合に限る。）

9 事故発生時の対処方針を記載した書類（硫黄泉利用施設の場合に限る。）

様式第13号中（添付書類）の5の次に次のように加える。

6 測定場所及び測定条件を明らかにした浴室内硫化水素濃度を示す書類（総硫黄が、温泉1キログラム当たり2ミリグラム以上含まれる温泉利用施設（以下「硫黄泉利用施設」という。）の場合に限る。）

様式第18号中「名称、所在地」を「所在地、名称」に改め、同様式の備考の2の(2)中「換気装置」を「換気孔若しくは換気装置又はばっ気装置等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県温泉法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)
